



## 不育症治療費の助成について 魚津市

魚津市では、不育症治療費の一部を助成します。

不育症（ふいくしょう）は、妊娠しても2回以上流産や死産を繰り返してしまう場合をいいます。適切な検査と治療によって出産に至ることがわかってきました。魚津市では、不育症の検査と治療費用の一部を助成し、不育症の悩みをもつご夫婦に経済的な支援を行います。

### 《助成の対象となる方》①から④のすべてに該当する夫婦です

- ① 産婦人科医や生殖医療専門医による不育症の検査や治療を受けた方
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 申請日に、夫婦が魚津市に住所を有し、かつ、どちらかが1年以上居住している方（ただし、単身赴任などで別居している場合は、妻が上記の条件を満たしていること）
- ④ 健康保険に加入している夫婦

### 《助成の対象となる費用等》

産婦人科医や生殖医療専門医の医療機関で受けた不育症の検査や治療費用で、ご本人が負担された分

- ・医療保険適用、適用外に関わらず、不育症の検査・治療にかかった費用
- ・食事療養費、文書料、差額ベッド代など検査や治療に直接必要ない費用は除く
- ・医療保険、健康保険など社会保険負担分は除く
- ・被験者協力金、その他助成金がある場合（未申請でも要件に該当する場合も含む）、その金額を除く

### 《助成金額・上限》 年間30万円を上限

### 《申請期限》

1回の治療が終了した日から6か月以内

### 《申請に必要な書類など》

- ① 不育症治療費助成交付申請書
- ② 不育症治療医療機関受診等証明書
- ③ 医療機関、院外処方薬局の発行する領収書
- ④ 検査や治療を受けた方の健康保険証
- ⑤ 印鑑（シャチハタ不可）
- ⑥ （夫婦が同一世帯にない場合）戸籍謄本



※①申請書と②医療機関証明書の様式は、魚津市HPからダウンロードできます。

※②医療機関証明書は、医療機関に記入してもらいます。日数がかかる場合がありますので、余裕をもって依頼ください。

※他の助成金がある場合は、申請書等の写しを提出してください。

①～④（該当する方は⑥も）を、健康センターへ提出ください。

[魚津市 HP 魚津市子育て応援サイト](#)（赤ちゃんが欲しい）をご覧ください

問合せ先：魚津市健康センター（魚津市吉島 1165 TEL 0765-24-3999）  
月～金 8:30～17:15 土・日・祝日・年末年始、休み

